

# 中小企業 人手不足対応 支援事業

生産年齢人口の減少等に起因した人手不足の課題解決に向け、  
機器・ITツール等の新規導入や既存の機械装置等の更新により  
省力化に取り組み、成長を目指す県内中小企業者等を支援します。

## 【支援事業・1】

### 専門家派遣

省力化の専門家を中小企業者等に派遣し、  
機械装置等や業務の効率化等に係る助言及び  
「支援カルテ\*」の作成を**無料**で実施します。  
※補助金を申請しない事業者でも利用可能です。

\*『支援カルテ』とは、県が派遣する専門家又は認定支援機関が、  
助言内容等を記載するもの(指定様式、県ホームページからダ  
ウンロードが可能です)。

対象件数 **60件**  
(先着順)

### 申請期間

令和7年 **6月2日** ~ **12月19日**  
MON FRI

申請状況により延長する場合があります。

### 専門家の派遣期間 **無料** (2回まで)

令和7年 **6月2日** ~ **12月26日**  
MON FRI

申請状況により延長する場合があります。

## 【支援事業・2】

### 補助金

補助対象者が県内事業所等において実施する  
以下の事業に要する経費の一部を補助します。

#### 新規導入

補助対象となる製品カテゴリに含まれる機器・IT  
ツール等を新規に導入し、省力化に取り組む事業

補助率：**補助対象経費の2分の1以内**

補助額：**15万円以上 200万円以下**

#### 設備更新

県が派遣する専門家又は認定支援機関が作成する  
「支援カルテ」に基づき、省力化のために 既存の機械  
装置等の更新を行う事業

補助率：**補助対象経費の2分の1以内**

補助額：**50万円以上 750万円以下**

### 申請期間

令和7年 **6月2日** ~ **7月11日 16時**  
MON FRI

### 事業実施期間

交付決定日 ~ 令和8年 **2月27日**  
交付決定日は 令和7年 8月下旬を予定 FRI

※補助金申請は、左記 **新規導入**、**設備更新** のいずれか  
片方のみ受け付けます。両方への申請はできません。

※全事業所の役員・個人事業主と従業員の合計人数に応じた  
以下の区分ごとに定める労働時間を削減する計画であること  
が必要です。

- ・合計人数 10人までの事業者 4時間×従業員数 以上
- ・合計人数 11人以上の事業者 45時間以上

※新規事業は補助対象外です。

【申請受付】 受付方法：専門家派遣事業・補助金支援事業のどちらも 電子申請のみで受け付けます。

「埼玉県 中小企業人手不足対応 支援事業」の  
ホームページから、必要事項を入力してお申し込みください。

新規導入 → [https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/hitodebusoku/hojokin-shinki\\_2025.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/hitodebusoku/hojokin-shinki_2025.html)

設備更新・専門家派遣 → [https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/hitodebusoku/hojokin-koushin\\_2025.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/hitodebusoku/hojokin-koushin_2025.html)

※電子メール、郵送、ファクシミリ、持参等では受け付けませんのでご了承ください。



新規導入



設備更新・専門家派遣



【補助対象経費】

※直接間接を問わず、国・県・市町村等が目的を指定して支出する他の制度と補助対象経費が重複しているものは補助の対象外となります。(例：補助金、委託費、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等)

新規導入

- ①製品カテゴリに含まれる機器・ITツール等の購入費(中古品の購入、リース・レンタル・クラウド及びサブスクリプションサービス等の利用料を含む。)\*
- ②上記1に係る設置や運搬、動作確認、設定等の導入に要する経費。ただし、補助対象経費総額の2分の1以下とします。  
\*製品カテゴリに含まれる機器・ITツール等でなければ、**新規導入** は申請できません。

設備更新

- ①更新する機械装置等(付随するシステムを含む)の購入費(中古品の購入、リース等の利用料を含む)
- ②上記1に係る設置や運搬、動作確認、設定等の導入に要する経費。ただし、補助対象経費総額の2分の1以下とします。

【主な対象者要件】 ※その他の要件については、県ホームページをご参照ください

- ①中小企業者等で、県内に登記簿上の本店を有する者又は主たる事業所を有する者(個人事業主においては県内に住民票上の住所地又は主たる事務所を有する者)であること。
  - ②以下のいずれか一つに該当し、人手不足であり、省力化を進める必要があること。ただし、申請日において従業員が0人の場合は、人手不足の状態がウに該当し、かつ、申請日時点で求人を実施している場合に限る。
    - ア 限られた人手で業務を遂行するため、直近の従業員の平均残業時間が30時間を超えている。
    - イ 整理・解雇によらない離職・退職によって従業員が前年度比で5%以上減少している。
    - ウ 直近1年以内に求人を実施したが、充足に至っていない。
    - エ アからウのいずれにも該当しないが、省力化を推し進める具体的かつ合理的な理由がある\*。
- \*人手不足の状態であることが要件ですので、「現在従業員はおらず、今後も従業員の雇用予定がない」、「人手不足とかわりなく単に生産性を向上する」といった場合は認められません。

【新規導入 製品カテゴリ(抜粋)】 ※その他の製品カテゴリについては、県ホームページをご参照ください。

| カテゴリ名     | 製品名(例)            | 想定業務(例)        | 用途・省力化のイメージ   |
|-----------|-------------------|----------------|---|
| 産業用ドローン   | 点検用ドローン           | 現場状況の点検        | 工事現場や災害現場、樹木状況など、人手のかかる点検作業を効率化し、リスク低減を図る。            |
| 無人搬送車     | 無人搬送車             | 倉庫・工場での荷役、貨物搬出 | 物流倉庫等の運搬の重労働を代替し、荷役負担を軽減することで省力化する。                   |
| 警備・案内ロボット | 多機能コミュニケーション型ロボット | 商業施設・オフィスの巡回警備 | 高性能なカメラ機能や遠隔操作、安定した走行機能などにより、工場やビルなどでの警備や案内・誘導を自動化する。 |
| 受発注管理システム | 受注・発注管理システム       | 受注・発注業務        | 見積書や請求書などの書類作成業務をシステム化し、電話やファックスによる受発注業務の手間を省き、省力化する。 |

【設備更新 想定事例】

| 更新する機械装置  | 想定される省力化効果   |
|---|--|
| CNC自動旋盤   | 一連の操作をコンピュータとプログラムで制御することで作業が自動化し、製品の加工時間が短縮され、工数が減少する。加工時間や工数の縮減により、今まで対応できなかった製品の製造に人員を割くことができる。 |
| ブロー付紙反転機<br><small>ブローで紙粉を除去し、印刷機の稼働率を高める印刷用紙反転装置</small> | 更新前の紙反転機では時間を要していた紙粉清掃作業が大幅に減少し、印刷オペレーターの負担軽減と残業時間の軽減につながる。また、印刷室内で紙を温めるため必要だった待機時間が不要となる。         |
| プラスチック成型機   | メッシュパレットと併用することで、ストックを交換する頻度が減少する。ストック交換頻度の減少により一定時間、無人稼働することができるため、作業効率・生産数アップにつながる。              |
| 自動延反機   | 縫製工場の最初の工程である「延反」において、延反機が自動で生地を広げて、後工程の裁断にあわせた準備(生地の積み重ね)まで可能となり、裁断前の準備作業を効率化できる。                 |

■お問合せ先

埼玉県中小企業人手不足対応支援事業 事務局 (一般社団法人埼玉県中小企業診断協会)

TEL : 048-762-9290 平日 9時~17時 ※年末年始(令和7年12月29日~令和8年1月3日)を除く。

Mail : hitodebusoku@sai-smeca.org